

シンガポールにおける新しい電子出願システム (IPOS Digital Hub) の開始と、新システム開始に伴う手続及び手数料改定について

Launching a new Electronic Online System (IPOS Digital Hub) in Singapore and Process Changes and Updates



独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) シンガポール事務所 知的財産部長

三原 健治

1999年特許庁入庁後、バイオ・食品分野の特許審査に従事。2010年、東京大学大学院准教授として知財教育、研究活動に従事。帰任後、審判官、主任上席・上席総括審査官等を経て、2021年7月より現職。主に海側ASEAN各国の知財案件を担当。

✉ Kenji_Mihara@jetro.go.jp 📞 +65-94873695

1 はじめに

知財情報の利用に関しては、出願、文献検索、実体審査における中間処理、登録等、権利化だけでも様々な手続が存在し、権利化された後のものを含めて、各知財庁は一般ユーザーに対して多種多様なサービスを提供している。筆者が駐在するシンガポールにおいて今年、シンガポール知財庁 (Intellectual Property Office of Singapore: IPOS) による大規模な電子システムの刷新が行われた。この刷新により開始した新しいシステムが、IPOS Digital Hub である。この刷新による手続の改定は、主に、企業に優しいものとする (Business-friendliness)、運用をより効率的にすること (Operational efficiency) の2つを大きな目的としている。本稿では、この IPOS Digital Hub と、各種手続及び手数料の改定について、解説したい。

2 IPOS Digital Hub の概要

IPOS はこれまで、IP2SG という電子出願プラットフォームを提供していたが、これにとって代わったのが IPOS Digital Hub であり、2022年6月2日に導入された。

この IPOS Digital Hub は、これまでの特許 (Patents)、商標 (Trademarks)、登録意匠 (Registered Designs) に加えて、新たに植物品種保護 (Plant Varieties Protection)、地理的表示 (Geographical Indications) を含む、全ての登録可能な知財権における電子出願をサ

ポートすることとなっている。

IPOS Digital Hub のトップ画面¹には、特許、商標、登録意匠について、出願手続の主なステップごとに、必要な情報と費用についての解説へのリンクが付与されており、さらなる詳細にもアクセスできるようにデザインされている。

また、「Simple. Smart. Seamless.」と題して、IPOS Digital Hub に関する紹介ビデオ²が提供されている。

IPOS Digital Hub の主な改善点は以下の3点である。

(1) 出願手続をより簡便に

ユーザーインターフェースが改善され、一連の手続の流れ (workflows) が再設計されて、関連する取引 (transductions) が1つに統合され、情報が事前/自動入力される。

(2) 知財ポートフォリオの簡便な管理

知財のライフライン (lifeline) を、知財におけるすべての取引の概要の形で、時系列で提供し、文書およびその後の出願への直接アクセスを可能にする。

(3) 迅速なコミュニケーション

レターが自動で作成され、承認または必要な措置を通知する。また、紛争解決問題における当事者への文書のデジタルサービスを提供する。

IPOS Digital Hub 導入直前の2022年5月25

1 https://digitalhub.ipos.gov.sg/FAMN/process/IP4SG/MN_Index

2 https://www.youtube.com/watch?v=YI6M3C4eTxA&list=PLp0uPgdjc1D57FeAZJEY7FDn8M_DRYH0

日に、電子オンラインサービス (Electronic Online Service: EOS) の運用指針 (Practice Directions) が示されている。この指針はシステムに関する非常に細かい内容を含むため、詳細はインターネットサイト³を参照いただきたいが、概要を以下に示す。

- ・ 提出書類または添付書類の提出形式
- ・ 料金の電子決済の形態
- ・ 電子オンラインサービスで提出する書類のサイズ制限 (100MB を超えてはいけない)
- ・ 電子文書のサイズと表示方法 (特許のみ)
- ・ 特許の配列表と明細書の表示方法 (WIPO ST26 形式)
- ・ 文書の修正または訂正 (特許のみ)
- ・ 修正または訂正された文書のページ番号および段落番号 (特許のみ)
- ・ 電子様式での表現のサイズと形態 (意匠のみ)
- ・ 免責事項 (意匠のみ)
- ・ 電子様式の画像の要件 (商標のみ)
- ・ 所有権、ライセンス、または担保権の譲渡 (特許、商標、および登録意匠のみ)
- ・ 電子文書のハードコピー
- ・ 受領日を保持したままの電子文書の再提出
- ・ 電子的なコミュニケーション

3 新システム開始に伴う手続改定の概要

IPOS Digital Hub の運用開始に併せて、企業に優しいものとする、運用をより効率的にすることを目的に、多くの手続の改定が行われた⁴。以下、その概要を説明する。

3.1 特許

(1) 英語による国際出願の公開のための様式と付随する手数料の廃止

これまで、英語以外の言語で国際出願を行い、シンガポール国内段階で英語翻訳文を公開する場合に、別

途所定の様式による請求と手数料の支払いが必要だったが、これが廃止され、英語翻訳文が国内段階への移行の申請と共に提出されれば、IPOS が英語による公開を行い、その公開により出願人は、公開日からの損害賠償請求などの仮の権利が与えられる。

(2) 要約に記載する図面の数の制限

最初に図面が含まれている場合、公開する目的で、要約に記載する図の数は、最大 2 つまで示すことができる。

(3) 特許審査手続中における所定の事情において所定の書類を提出する義務の撤廃

参照による組み込み、不足部分の提出、クレームの優先権主張の宣言については、先の関連出願に関する文書が既に提出されている場合は、出願人は、先の関連出願のコピーまたはその英訳を提出する必要がない。

また、審査請求については、登録官が以前に英語での調査の最終結果または (場合に応じて) 国際調査報告の最終結果の写しを出願人に送付していた場合、出願人は審査報告書の請求時に検索結果のコピーを提出する必要がない。

(4) 配列表の提出のための新たな要件の導入

特許出願が配列を開示する場合、特許出願の明細書には、登録官によって発行された運用指針 (Practice Directions) に準拠する方法により、明細書の別個の部分として配列表を提出する必要がある⁵。

適切に配列表が提出されていない場合、登録官は、指定された期間内に所定の配列リストを提出するよう出願人に依頼する。

出願日において明細書に含まれていない配列表は出願明細書の一部を構成せず、必要な配列表の提出がない場合、審査官は、配列表なしで有意義な検索が実行できる範囲でのみ検索を実施する。

2022 年 7 月 1 日以降の出願については、提出する配列表は WIPO 標準 ST.26 を準拠する必要がある。

(5) 実体審査における軽微な補正のための新しい手続の導入 - 出願の補正の要請

実体審査の迅速化のため、審査官は、特許出願の明細書の軽微な補正により特許できる可能性があると判断し

3 <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ipos-digital-hub-practice-direction-no.-1-of-2022.pdf>

4 <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/annexa-circular-11mar2022.pdf>

5 <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ipos-digital-hub-practice-direction-no.-1-of-2022.pdf> 中の 6. Presentation of Patents Sequence Listing and Specification を参照。

た場合、特許様式 13A (PF13A) 経由で 2 ヶ月以内に当該補正を行うよう出願人に求める通知を発行することができる。このような軽微な補正の例としては、誤ったクレームの従属性のみに対処するための補正が挙げられる。

軽微な補正をしても当該問題が解決されない場合には、審査官は、既存の実務に従って、最初の又はさらなる意見書を発行することができる。

出願人は、PF13A を提出して補正の要請を拒否することもできるし、あるいは、補正の要請に対する応答期限を徒過させることもできる。いずれの場合も、審査官は、既存の実務に従って、最初の又はさらなる意見書を発行することができる。

(6) 審査レビュー手続の改善

特許様式 12B (PF12B) による審査報告書のレビューの請求に、報告書内のすべての未解決の理由を克服する補正が含まれている、すなわち、理由がすべて解消している場合、元の報告書はもはや関連性がないため、審査官は補正後の出願のみを評価、検討すればよい。

(7) 請求の範囲に記載された最初の発明に対する審査の限定

審査報告書の作成中に、出願が 2 つ以上の発明に関連していて、単一の発明概念の一部ではないと思われる場合、審査は、出願のクレームに指定された最初の発明に限定されることがあり、出願人に通知される。

(8) ファイルの閲覧は電子オンラインシステムでのみ可能であることの明確化

様式 CM10 の請求によるファイルの閲覧は、IPOS Digital Hub アカウントを持つ請求人のみが利用できる。

(9) 第 34 条に基づく書面による承認を求めるためのシンガポールの住所要件の撤廃

シンガポールの居住者は、IPOS Digital Hub アカウントを必要とせずに、特許出願をシンガポール国外に提出するための書面による承認を請求することができる。IPOS は、電子メールを通じて出願人とやりとりを行う。

3.2 商標

(1) 登録官による異議に加えて、国内商標出願の部分受理のための新しいメカニズムの導入

国内商標出願の部分受理メカニズムにより、異議の申

立てられていない商品／サービスを登録に進めることができる。出願人が期限内に異議に回答しない場合、異議の申し立てられた商品／サービスのみが取り下げられたものとして扱われる。出願人が異議に対して聴聞会を申請し、最終的な決定が異議の維持である場合、異議のあった商品／サービスのみが拒絶される。

これにより、特定の商品／サービスに対して申し立てられた異議のために、国内出願全体が取り下げまたは拒絶されたものとして扱われることがなくなる。

(2) 商標出願の期限後救済措置の更新：継続処理

第三者の影響を考慮して、出願人は、様式 CM13 を介して、取下げられたものとして扱われるようになった場合に商標出願の処理の継続を要求できる期間が、取下げとして扱われるようになってから 6 か月ではなく、2 か月に短縮される。継続処理の要求には、期限内にファイルを提出しなかった、または提出しなかったために出願が取り下げられたものとして扱われることになった文書または様式を添付する必要がある。

3.3 登録意匠

(1) 物品のおよび非物理的な製品のセットに関する手続の明確化

物品および非物理的な製品をセットとして行う意匠登録出願について、優先権の主張、登録の放棄、および意匠の虚偽表示に関する手続を行うことができる。

(2) 免責事項の提出に関する実務の更新

出願人または登録所有者は、登録意匠によって与えられる特定の特征に関する権利を自発的に放棄することができる。意匠の登録が免責事項の対象である場合、権利はそれに応じて制限される。

(3) 回復期間の短縮

様式 CM13 を介して、取り下げられたものとして扱われるようになった、または廃止された、または効力を失った、または（場合によっては）存在しなくなった出願、権利財産の回復を要求する期間が、6 か月から 2 ヶ月に短縮される。

3.4 植物品種保護

(1) 審査のための情報、書類または資料の提出期間の延長

様式 PVP9 による候補品種の繁殖材料の提出が必須

でなくなり、登録官または審査官から要求された場合のみ必要となる。さらに、この変更により、登録官または審査官は、要求される情報、文書、または審査用の資料の提出期間を延長する裁量も与えられる。

(2) 保護を維持するための年間費用の遅延納付の導入

所有者は、保護付与日から6か月間、年間費用の支払いを遅らせることができる。年間費用および延滞年間費用の支払いは、様式 PVP11 と一緒に行う必要がある。所定の期間内に延滞年間費用の支払いが行われた場合、保護の付与期間が維持される。所定の期間内での支払いが遅れた場合、登録官は保護の付与を取り消す。

3.5 クロス IP(複数の知財権に関連する部分)

(1) 異議申立の目的で訂正を公表するための新しいメカニズムの導入(特許、商標、登録意匠、地理的表示、植物品種保護)

登録官は、知財の出願人または権利所有者の名前またはその他の詳細、および/または優先権(地理的表示を除く)に関連する修正を公表する場合がある。提案された修正を公表する裁量権を行使するかどうかを決定する際に、登録官は、誤った情報が登録簿で公開されていたかどうか、公開されている場合は、第三者の利益が影響を受ける可能性があるかどうかを判断するために、情報が登録簿に登録されている期間などの要因を考慮する。

(2) 氏名等の訂正等の請求手続の更新(特許、商標、登録意匠、地理的表示)

氏名その他の事項(住所、サービス提供先、法人の国・地域、法人の州、居住国・地域、国籍等)の訂正を希望する人は、様式 CM4 とそれに付随する必要料金を提出する必要がある。

(3) 優先権出願番号提供の義務化(商標、登録意匠)

商標または意匠登録出願において優先権を主張する出願人は、各優先権出願の出願番号を提供しなければならない。

・商標について

各優先権出願の出願番号は、優先権を主張する商標の登録出願日から3か月以内に提供しなければならず、この期間は延長できない。必要な出願番号を提供しない場合、その商標出願に関して優先権が無視される。出願人が依然として優先権を主張したい場合は、優先権出願日から6か月以内に提出す

る新しい商標出願にその主張を挿入し、優先権出願の出願番号を提供することにより、優先権を主張することができる。

・登録意匠について

各優先権出願の出願番号は、登録官の請求日から3か月以内に提供されなければならない。出願人はメ切前に様式 CM5 を提出することにより、期間を延長することができる。期限内に優先権出願の出願番号を提出しないと、意匠登録出願で主張されている優先権が取り消されるが、2か月以内に出願人は様式 CM13 を提出することにより、出願人は優先権の回復を要求することができる。

(4) 登録官に対するあらゆる事項について、当事者の代理を辞任する代理人のための手続の更新(特許、商標、登録意匠、地理的表示、植物品種保護)

代理人が当事者の代理を辞任する場合、代理人は、様式 CM1 の通知を当事者および登録官に提出し、送達しなければならないが、代理人は様式 CM1 で次の情報も提供する必要がある。

— 代理人の記録にある当事者の最新の住所(電子メールアドレスを含む)

— 代理人が辞任の意図について当事者に合理的な通知を行い、当事者が代わりの代理人を任命しないか、サービスのために新しい住所を提供しない場合の結果を当事者に通知したという陳述

様式 CM1 を受領すると、登録官は当事者にサービス用の新しい住所を要求する通知を発行する。

(5) 付帯様式(商標又は意匠の登録出願以外の様式)に対する期限後救済措置の廃止(商標、登録意匠)

登録商標および意匠登録局は、IPOS の欠陥通知書に指定された期限を遵守しない出願人に対して、商標または意匠の登録申請書以外の様式で、期限後の救済手段を提供していた。

今後は、登録簿に関する情報の迅速な更新を可能にし、出願人が IPOS の規定された応答期限を遵守するように奨励するため、出願人が、付帯様式に関して発行された欠陥通知書の期限を遵守しない場合、この付帯様式のステータスは放棄されたと見なされる。出願人は、この回復を申請することができず、取引を実行するために新しい出願をする必要がある。時間が必要な場合は、期限までに様式 CM5 を提出することにより期間の延長を請

求できる。

(6) IPOS Digital Hub を介して、手続の相手方当事者に文書を提供する新しいオプションの導入（特許、商標、登録意匠、地理的表示、植物品種保護）

当事者が IPOS Digital Hub を介して相手方当事者に文書のコピーを提供することができる。

(7) 取引登録申請に係る手続の簡素化（特許、商標、登録意匠）

「登録可能な取引」、たとえば、所有権、ライセンス、担保権、裁判所の同意および命令の譲渡に関して、取引の登録申請に関する手続が簡素化される。

- ・ 裁判所の同意または命令における登録可能な取引を記録する手続について

特許および登録意匠に関して裁判所の同意または命令を記録するための申請は、商標と同じであり、様式や手数料は不要になる。裁判所の同意または命令は、書面による請求によって IPOS に通知される場合がある。

裁判所の命令の記録を求める書面による請求には、命令の写しが添付されなければならない。同意の記録については、書面による請求は、故人の遺産管理人によって承認されなければならない。

- ・ 登録可能な取引の承認を求めるための「関係者」の合理化された定義について

申請者が登録可能な取引を記録する申請において「関連当事者」からの許可を求めるのを容易にする

ために、特許、登録意匠、および商標制度において、以下の「登録可能な取引」の「関連当事者」の定義が統一される。

「登録可能な取引」	－ 「関連当事者」
譲渡	－ 譲渡人
ライセンス	－ (サブ) ライセンスの授与者
担保権	－ 抵当／担保権の授与者
同意	－ 故人の遺産管理人

(8) 登録官における様式／文書のファイリングおよびサービスのデフォルトモードの変更（地理的表示、植物品種保護）

地理的表示および植物品種保護制度に基づく登録官への様式および文書の提出およびサービスのモードは、現在、郵送または手渡しになっており、代替モードは FormSG 経由になっているが、追って IPOS Digital Hub を介して行う。

(9) 特許と意匠公報の発行頻度の変更（特許、登録意匠）

特許および意匠公報の発行頻度は、月単位から週単位に段階的に増加する。発行頻度が増えられた場合にサーキュラーが発行される。

3.6 様式の統一

現在特定の取引に使用されている様式が、次のように既存の固有の共通様式または紛争解決様式に統合されるため、取引と申請が容易になる。

表 1 特許情報取得 API の種類

知財権の種類	手続	旧様式	新様式
特許	特許に基づくライセンスが権利として利用可能である旨の登録簿への登録後の更新料および追加料金の支払	PF53	PF15
商標（紛争解決）	異議申立期間の延長請求	TM48	HC3
商標及び地理的表示（共通フォーム）	IPOS 発行の証明書類（直筆サイン・押印あり）	なし	（新規）CM12
地理的表示（共通フォーム）	代理人の任命、変更または解任の請求	GI5	CM1
	出願人、登録者その他の者の氏名その他の事項の変更の申出	GI6	CM2
	登録者以外による地理的表示登録の取消申請	GI4	CM3
	登録者による地理的表示の登録取消申請	GI7	CM3
	地理的表示登録申請書の訂正申請（申請者の氏名、住所又は事項の変更を除く。）	GI2	CM4
	登録者による登録の修正の申請（登録者の名前、住所またはその他の詳細を除く）	GI2	CM4
	登録者以外の者による、登録簿への記入を修正するための申請（その者の名前、住所またはその他の詳細を除く）	GI4	CM4

	出願人、登録者、または出願または登録における他の当事者の特定を訂正または修正するための申請書	GI6	CM4
	誤記または明らかな間違いを修正するための申請書、通知、またはその他の文書の修正の要求	GI8	CM4
	当事者系手続に関係しない事項の期間延長の請求	GI9	CM5
	地理的表示の登録を移転する申請	GI10	CM8
	地理的表示登録出願の取下げ請求	GI12	CM9
	登録の謄本、抄本、登録の申請に係る様式の謄本の請求	GI11	CM12
	登録官発行の証明書類	なし	(新規) CM12
	放棄された申請処理を続行するための請求	GI3	CM13
地理的表示（紛争解決）	聴聞会への出席と決定の取得	GI15	HC1
	異議の聴聞会への出席と決定の取得	GI15	HC1
	異議申立書または反対陳述書の提出期間の延長の要求	GI17	HC3
	異議申立書または反対陳述書を提出するための（地理的表示の登録に対する異議申立を除く）異議申立手続の期間延長の請求	GI17	HC3
	法定宣言を提出するための（地理的表示の登録に対する異議申立を除く）異議申立手続における期間の延長の請求	GI17	HC3
	地理的表示の登録に対する異議申立に関する手続、異議申立、反対陳述、または登録に対する支持または反対の法定宣言の提出に関する手続の期間延長の請求	GI17	HC3
	当事者系手続の期間延長の請求	GI17	HC3
	公開された地理的表示登録出願の補正に関する異議手続の決定理由の請求	GI14	HC5
	地理的表示の登録に関する異議申立手続の決定理由の請求	GI14	HC5
	地理的表示に関する法律に基づいて与えられる権利の資格要件の請求に関する異議申立手続の決定理由の請求	GI14	HC5
	地理的表示に関する登録簿への登録の修正申請に関する異議申立手続の決定理由の請求	GI14	HC5
	地理的表示の登録取消申請に対する異議申立の決定理由の請求	GI14	HC5
	出願異議申立書の誤記又は誤りを訂正するための異議申立書に対する反論書の提出	GI18	HC6
	公開された地理的表示登録出願の補正異議申立書に対する答弁書の提出	GI18	HC6
	地理的表示登録異議申立書に対する反対陳述書の提出	GI18	HC6
	地理的表示に関する法律に基づく権利付与の請求に対する異議申立書に対する反対陳述書の提出	GI18	HC6
	地理的表示に関する登録簿への記入を修正するための申請に対する異議申立書に対する反対陳述書の提出	GI18	HC6
	地理的表示の登録取消申立に対する異議申立書の提出	GI18	HC6

4 新システム開始に伴う手数料改定の概要

手続の改定に合わせて手数料の改定も行われた。紙面の都合上、特許、商標及び登録意匠について、以下にその詳細を示す。植物品種保護、地理的表示、聴聞会／調

停及びクロス IP（複数の知財権に関連する部分）の詳細についてはインターネットサイト⁶を参照いただきたい。

6 <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/annexb-circular-11mar2022.pdf>

4.1 特許

表2 手数料改定の詳細（特許）

更新の種類	様式	手続	旧料金（シンガポールドル）	新料金（シンガポールドル）	
様式	PF1	特許出願料	160	170	
	PF10	調査報告または補充調査報告請求料	1650	1735	
	PF11	調査及び審査請求料			
		(a) IPOS による国際調査報告／国際予備審査報告作成済（PCT 国内段階）	クレーム 20 まで 1650、追加 1 クレームごとに +40	クレーム 20 まで 1750、追加 1 クレームごとに +40	
		(b) その他の場合	クレーム 20 まで 1950、追加 1 クレームごとに +40	クレーム 20 まで 2050、追加 1 クレームごとに +40	
	PF12	審査請求料	クレーム 20 まで 1350、追加 1 クレームごとに +40	クレーム 20 まで 1420、追加 1 クレームごとに +40	
	PF12B	審査レビュー報告請求料	1350	1420	
	PF14	特許出願が 2014 年 2 月 14 日より前に提出され、出願日が 2004 年 7 月 1 日より前である出願を除く、すべての出願に対する特許付与手数料	クレーム 20 まで 200、追加 1 クレームごとに +40	クレーム 20 まで 210、追加 1 クレームごとに +40	
	PF15	更新手数料			
		(a) 特許の 5 年目、6 年目、または 7 年目に関する各年の更新	140	165	
		(b) 特許の 8 年目、9 年目、または 10 年目に関する各年の更新	370	430	
		(c) 特許の 11 年目、12 年目、または 13 年目に関する各年の更新	520	600	
		(d) 特許の 14 年目、15 年目、または 16 年目に関する各年の更新	670	775	
		(e) 特許の 17 年目、18 年目、または 19 年目に関する各年の更新	820	945	
		(f) 特許の 20 年目の更新	970	1,120	
		(g) 特許の 20 年目以降の各年の更新	1,200	1,380	
		特許に基づくライセンスが権利として利用可能であることを示す登録簿への登録後の更新料【様式は PF15 に統合される】			
		(a) 特許の 5 年目、6 年目、または 7 年目に関する各年の更新	70	82.5	
		(b) 特許の 8 年目、9 年目、または 10 年目に関する各年の更新	185	215	
		(c) 特許の 11 年目、12 年目、または 13 年目に関する各年の更新	260	300	
		(d) 特許の 14 年目、15 年目、または 16 年目に関する各年の更新	335	387.5	
		(e) 特許の 17 年目、18 年目、または 19 年目に関する各年の更新	410	472.5	
		(f) 特許の 20 年目の更新	485	560	
		(g) 特許の 20 年目以降の各年の更新	600	690	
		PF20	特許回復のための追加料金および更新料金	300+	300+
			(a) 特許の 5 年目、6 年目、または 7 年目に関する各年の更新	140	165

		(b) 特許の8年目、9年目、または10年目に関する各年の更新	370	430
		(c) 特許の11年目、12年目、または13年目に関する各年の更新	520	600
		(d) 特許の14年目、15年目、または16年目に関する各年の更新	670	775
		(e) 特許の17年目、18年目、または19年目に関する各年の更新	820	945
		(f) 特許の20年目の更新	970	1,120
		(g) 特許の20年目以降の各年の更新	1,200	1,380
		PAA	シンガポール特許代理人としての登録申請	150
	PAD	誤記訂正依頼・記載事項変更の通知	20	40
様式及び手数料	PF37	国内段階への移行	200	210
	PF38	国際出願の翻訳文および/または国際出願の補正の公開のための手数料	70	様式・手数料廃止

4.2 商標

表3 手数料改定の詳細（商標）

様式	手続	旧料金(シンガポールドル)	新料金(シンガポールドル)
TM4	商標、団体標章または証明標章の登録出願		
	(a) 明細書が事前承認されたデータベースから完全に採用されていないクラスの場合	商品又は役務のクラスごとに341	商品又は役務のクラスごとに380
	(b) 明細書が事前承認されたデータベースから完全に採用されているクラスの場合	商品又は役務のクラスごとに240	商品又は役務のクラスごとに280
TM19	登録の更新・回復の申請		
	(a) 登録の更新(満了時またはその前に)	商品又は役務のクラスごとに380	商品又は役務のクラスごとに440
	(b) 登録更新の遅延	商品又は役務のクラスごとに560	商品又は役務のクラスごとに645
	(c) 登録の回復	商品又は役務のクラスごとに610	商品又は役務のクラスごとに705
TM27	商標出願または登録の修正申請(名前、住所、またはサービスのアドレスの変更を除く): 商標登録に対する免責事項または制限事項の記入	1登録商標あたり35	1登録商標あたり40
-	マドリッド議定書によるシンガポールを指定する商標、団体標章または証明標章の国際登録/事後指定の登録申請	商品又は役務のクラスごとに341	商品又は役務のクラスごとに380
MP1	国際登録を国内出願に変更する請求	商品又は役務のクラスごとに341	商品又は役務のクラスごとに380
-	マドリッド議定書によるシンガポールを指定する商標、団体標章または証明標章の国際登録/事後指定の更新申請	商品又は役務のクラスごとに380	商品又は役務のクラスごとに440

4.3 意匠

表4 手数料改定の詳細（登録意匠）

様式	手続	旧料金(シンガポールドル)	新料金(シンガポールドル)
D3	法第11条に基づく意匠の登録申請	250	200

5 おわりに

IPOS Digital Hub は当初、2022年5月4日に開始するために準備が進められていたが、技術的な問題への対処、ユーザーに生じる可能性のある予期しない問題の発生を防ぐという理由から、2022年6月2日まで約1か月延期になった⁷。新システムの導入は、ユーザーの手続、特に、期限を有する手続には大きな影響を与え得ることから、IPOS は、旧システムから新システム開始への移行期間の間に締め切り日が到達する案件については、その締め切り日を除外する通達を出している^{8,9,10}。

また、新システムでは、上記2で示した通り、システムにおける様々な制約が改善され、ユーザーにとって使いやすいものになるように設計されている。ただし、現時点において、すべてがこのとおり進んでいるわけではなく、一部の様式、あるいは緊急を要する手続に用いる様式については、FormSG と呼ばれる様式を使用して提出することがデフォルトになっている¹¹。将来的にはすべての書類がIPOS Digital Hub が規定するフォーマットに組み込まれることになる予定だが、まだ時間がかかるものと思われる。

さらに、IPOS Digital Hub における特許文献検索は、依然として、番号、名称、日付等でしか検索できず、要約や全文をキーワードで検索することができない。この点も、将来的に検索できるようになることが望まれる。

2022年6月2日に開始したIPOS Digital Hub は、本稿執筆時点でのホームページを見て、メンテナンスが

随時行われていることから、まだまだ課題を多く含んでいるものと考えられる。今後、改善の努力が続けられ、企業に優しいものとなり、運用をより効率的にする目的を果たし、ユーザーにとって使いやすいシステムとなることを期待したい。

7 <https://www.ipos.gov.sg/news/updates/ViewDetails/circular-revised-launch-date-for-ipos-digital-hub-decommission-date-for-ip2sg-effective-date-of-legislative-amendments-and-fee-updates-excluded-days/>

8 <https://www.ipos.gov.sg/news/updates/ViewDetails/circular-ipos-digital-hub-launch-on-2-june-2022/>

9 <https://www.ipos.gov.sg/news/updates/ViewDetails/circular-excluded-days/>

10 <https://www.ipos.gov.sg/news/updates/ViewDetails/circular-excluded-days-and-alternative-filing-modes-via-formsg/>

11 <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ipos-digital-hub-practice-direction-no.-1-of-2022.pdf> の中の 3. Default Filing Modes を参照。

